

「静岡県治山必携（技術基準編）」の一部改正について

新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>8 地すべり</p> <p>2 地すべり防止工事の設計</p> <p>2-1 抑制工</p> <p>2-1-2 地下水排除工</p> <p>2-1-2-1 ボーリング暗きょ工</p> <p>(1) ボーリング暗きょ工の計画</p> <p>[参考] ボーリング暗渠工による計画地下水低下高は、 最大でも1.5m～3.0m程度とすること。 <u>また、地下水排除工による安全率のアップは5%程度とすること。</u></p> <p>2-1-2-2 集水井工</p> <p>(1) 集水井工の計画</p> <p>[参考] 集水井工による計画地下水低下高は、最大でも 3.0m～5.0m程度とすること。 <u>また、地下水排除工による安全率のアップは5% 程度とすること。</u></p>	<p>8 地すべり</p> <p>2 地すべり防止工事の設計</p> <p>2-1 抑制工</p> <p>2-1-2 地下水排除工</p> <p>2-1-2-1 ボーリング暗きょ工</p> <p>(1) ボーリング暗きょ工の計画</p> <p>[参考] ボーリング暗渠工による計画地下水低下高は、 最大でも1.5m～3.0m程度とすること。 <u>(削除)</u></p> <p>2-1-2-2 集水井工</p> <p>(1) 集水井工の計画</p> <p>[参考] 集水井工による計画地下水低下高は、最大でも 3.0m～5.0m程度とすること。 <u>(削除)</u></p>

(改正理由)

地下水排除工における安全率アップの制限については、以下の理由により削除する。

- ・他省庁所管地すべり対策事業と計画方針の統一を図る。

改正前

1.1 運搬工

運搬費は、定率と積み上げにより積算する。

ただし、トラック荷卸し地点から現場内資材集積所への建設工事資材搬入については、直接工事費で運搬を計上する。

1.1-1 ケーブルクレーン運搬（直接工事費）

コンクリートを運搬する場合の標準的なバケット容量は、山腹工事0.5m<sup>3</sup>、溪間工事0.8m<sup>3</sup>とする。

ただし、コンクリートを運搬しない場合は、最大積載物によりバケット容量を計算する。

1.1-2 土工機械分解組立（積み上げ運搬費）

（1）搬入で1回、搬出で1回の計2回計上を標準とする。

（2）分解時最大重量を勘案し、ケーブルクレーンの規格を決定する。

1.1-3 型枠運搬（積み上げ運搬費）

（1）型枠（残存型枠を除く）の運搬量は、1打設に要する型枠数量の往復分とし、次式を標準とする。

$$\text{型枠面積} \times (1/3) \times 2$$

同一現場に複数の治山ダムを施工する場合は、上記式の型枠数量とは、最大の型枠数量を使用する。その他の治山ダム

改正後

1.1 運搬工

<u>運搬する物</u>	<u>積算区分</u>
<u>工事を施工するのに必要な材料</u>	<u>直接工事費</u>
<u>仮設材、器材（型枠材、支保材、敷鉄板等）、建設機械等</u>	<u>運搬費</u>
<u>工場製作品、支給品及び現場発生品</u>	<u>直接工事費</u>

※詳細は最新の治山林道必携を確認すること

1.1-1 積み上げ計上

・トラック荷卸し地点から現場内資材集積所への運搬（ケーブルクレーン・モノレール、小型車運搬等）については、積み上げにより計上する。

1.1-2 コンクリートバケットの規格

・コンクリートをケーブルクレーンで運搬する場合の標準的なバケット容量は以下のとおり

山腹工事0.5m<sup>3</sup>

溪間工事0.8m<sup>3</sup>

1.1-3 土工機械分解組立の回数等

・搬入で1回、搬出で1回の計2回計上を標準とする。

に対する型枠運搬は現場内運搬となり定率運搬費に該当するため、積み上げ運搬費には計上しない。

運搬距離は、平均距離とする。

当初設計計上する型枠の種類は、型枠用合板とする。

(2) 木製残存型枠の運搬量は、全量運搬とする。

・分解時最大重量を勘案し、ケーブルクレーン等の規格を決定する。

#### 1 1 - 4 型枠の運搬数量等

・型枠（残存型枠を除く）の運搬を積み上げ計上する場合の運搬量は、1打設に要する型枠数量の往復分とし、次式を標準とする。

$$\text{型枠面積} \times (1/3) \times 2$$

・同一現場に複数の治山ダムを施工する場合は、最も型枠面積が大きい治山ダムで上記計算を行う。その他の治山ダムの型枠運搬は現場内運搬であり定率の運搬費に該当するため、運搬費の積み上げ計上はしない。

・木製残存型枠は全量運搬とする。

・運搬距離は、平均距離とする。

・当初設計計上する型枠の種類は、型枠用合板とする。

(改正理由)

型枠の運搬に係る経費を直接工事費または運搬費のどちらで計上すべきか不明確との指摘があったことから、冒頭に明記した。

その他の項目についても、記述の仕方を全体的に見直した。

改正前	改正後	
1 6 その他 2 積算 <u>(新設)</u>	1 6 その他 2 積算 <u>暗渠工のフィルター材</u>	<u>暗渠工のフィルター材として栗石を使用する場合、材料の補正については、「治山林道必携 積算・施工編 5-5-3 基礎・裏込・中詰(碎石・栗石)工(人力施工)」に記載されている中詰栗石の補正率を適用する。</u>

(改正理由)

現在、積算システムで使用している補正率の根拠が不明確であることから、技術基準に明記する。